

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公表番号】特表2014-531039(P2014-531039A)

【公表日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-064

【出願番号】特願2014-537776(P2014-537776)

【国際特許分類】

G 01 N 3/00 (2006.01)

G 01 N 33/15 (2006.01)

【F I】

G 01 N 3/00 L

G 01 N 33/15 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月6日(2016.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

錠剤供給装置(13)と、少なくとも1つの錠剤容器(15)に動作可能に接続されて前記錠剤容器(15)を錠剤の搬送のための第1位置から錠剤試験のための少なくとも1つの第2位置に移動させる昇降装置(20)と、少なくとも1つの錠剤特性を取得するよう構成された錠剤試験装置と、を備え、前記錠剤供給装置(13)は、前記錠剤を前記錠剤容器(15)に配置するように構成された出口を備えた錠剤試験ステーションであつて、

前記錠剤容器(15)は、その上面に前記錠剤を受け、運搬するように構成され、前記昇降装置(20)は、前記錠剤の搬送のため、前記錠剤容器(15)を前記錠剤の搬送のための第1位置から前記錠剤供給装置(13)に対して移動させて、前記錠剤容器(15)の前記錠剤供給装置(13)の出口からの距離が、錠剤試験のための少なくとも1つの第2位置にできる限り近くなるようにする、錠剤試験ステーション。

【請求項2】

請求項1に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記昇降装置(20)は、駆動手段を備える、錠剤試験ステーション。

【請求項3】

請求項1または2に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記昇降装置は、制御装置(17)を備える、錠剤試験ステーション。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか1つに記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤試験装置は、前記錠剤容器(15)上に前記錠剤(12)を位置合わせするための少なくとも1つの位置合わせ面を有する、長さ、及び/または、幅、及び/または、厚さ測定装置として形成される、錠剤試験ステーション。

【請求項5】

請求項4に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤試験装置は、光学手段または光学センサ装置(25)である、錠剤試験ステーション。

【請求項6】

請求項 1 から 3 のいずれか 1 つに記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤試験装置は、破壊強度測定装置及び／または破壊挙動を試験する装置として形成される、錠剤試験ステーション。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤試験装置は、前記錠剤（12）を位置合わせするための少なくとも 1 つの位置合わせ面（21、22）を有する破壊装置（24）を備える、錠剤試験ステーション。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれか 1 つに記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤容器（15）は、前記錠剤（12）を位置合わせするための少なくとも 1 つの位置合わせ面（23、26）を有する、錠剤試験ステーション。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤容器（15）の位置合わせ面は、偏向器（23）として形成される、錠剤試験ステーション。

【請求項 10】

請求項 8 に記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤容器（15）は、少なくとも 1 つのフランプとして形成される、錠剤試験ステーション。

【請求項 11】

請求項 1 から 10 のいずれか 1 つに記載の錠剤試験ステーションにおいて、前記錠剤試験装置は、平面に配置される、錠剤試験ステーション。

【請求項 12】

請求項 1 から 11 のいずれか 1 つに記載の錠剤試験ステーションを備える機械。

【請求項 13】

請求項 1 から 11 のいずれか 1 つに記載の錠剤試験ステーションまたは請求項 12 に記載の機械を用いた錠剤の試験方法であって、

前記昇降装置（20）によって、前記錠剤（12）の搬送のために前記錠剤容器（15）を前記錠剤供給装置（13）に隣接した位置に移動させる工程と、

前記錠剤（12）を前記錠剤供給装置（13）から前記錠剤容器（15）上に搬送する工程と、

前記錠剤容器（15）にある前記錠剤とともに前記錠剤容器（15）を少なくとも 1 つの第 2 位置に移動させて試験を実行する工程と、を含む錠剤の試験方法。

【請求項 14】

請求項 13 に記載の錠剤の試験方法において、前記錠剤（12）は、方法の完了時に前記錠剤試験ステーション（11）から排出される、錠剤の試験方法。